

教育厚生常任委員会

本委員会には、「香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 承認第九号について、基金繰入金を大きく減額しているが、見込みすぎではないか。

A 承認第九号については、若干下がる結果となった。また、滞納繰越分については実績に見合うものとした。

A 予算を組むときは、国・県からの収入をなるべく低く見積もり、基金繰入金により組んでいる。その関係上、基金を多く繰り入れた形となる。

Q 保険税補正の理由は。

A 予算は、国・県の実績と医療費の予測により組んでいる。保険税についても一定の予測によるものだ。税額については、十八年度より上がると見込んでい

Q 議案第五十八号について、前期高齢者医療財政調整制度の導入により、国保会計の負担は軽減されるとのことだが、どの程度の負担減を見込んでいるのか。

A 現時点での見込みはできない。前期高齢者の支援金が制度化されることにより、それぞれの保険者から基金を集めて再配分するため、前期高齢者の加入が多い国保については配分が多くなるだろうと考えている。

【補足説明】 議案第六

十号について、本年度より国保税は医療分、介護分、後期高齢者支援金の三本立てになり、昨年度までの医療分を医療と後期高齢者支援金に分けた。

本年度の国保税率は、医療分と後期高齢者支援金の合計が、所得割で昨年度より二%の減、資産割は同率、均等割は同額、平等割り

で二千円の増となった。また、介護分は昨年度と同様であり、最高限度額は六十八万円、昨年度より三万円の増である。所得割を上げて平等割りを上げた理由は、応能応益の割合を五〇対五〇に近づけて七・五・二割の軽減を実施するためである。

また、二割軽減の方は、これまで申告制であったが、本年度から職権で行うこととなっている。

Q 特別徴収について、対象者数と徴収方式は。

A 対象者数は確定していない。七月から九月までは普通徴収で、十月から特別徴収になる。

Q 最高限度額は国に準じているとのことだが、自治体独自で設定することは可能か。

A 断言はできないが、市町村の裁量で設定できると思う。しかし、一市町村のみ限度額が違ふということは難しいと考える。また、税収にも影響が出るため、本市としては統一した限度額と考えている。

Q 国保会計は、各市町村によって内容が違うと思うが、今後本市の国保会計の考え方は。

A 医療費は、今後も増えていくと予想されるので、現在の基金約六億六千万は多いと思っていない。また、税額については現状維持か、あるいは医療費に見合った税額を収納したいと考えている。将来予測されている南海地震も考慮し、不測の事態に備えたい。

Q 議案第六十二号について、統合後の大栃高校校舎等の利活用について県と協議しているか。

A この問題に関しては、物部地域審議会から、県・香美市・市教委・学校関係者等で調整会議がもてないかとの声を受けて、六月五日に大栃高校統合にかかる懇談会を開催した。その中で大栃高校の跡地利用についても意見が出され、県としては跡地の利用計画はないとのことであった。懇談会の内容を物部地域審議会に報告し、今後の対応を考えていく。



大栃高校

産業建設常任委員会

本委員会には「香美市農業集落排水事業特別会計補正予算」等の議案と、市内の建設業者有志より提出された請願書が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 承認第六号で、下水道建設費の自家発電設置工事は以前にも発生して計上されたと思うが。

A 現在の接続率は四〇％台で、加入促進のため、三月から各世帯に手紙案内している。

A 管渠施設工事の完成度が劣っていたためケーブルを伝わって汚水が入り配電盤が故障した事例があった。その為、現在管渠をカメラ調査している。汚水がたまっている所、クランクがある部分等について順次改善していかねばならない。

Q 集合住宅において下水道使用料の滞納繰越が計上されているが。

A 会計処理上、特別会計間での出入が認められてないため発生する。

Q 下水道加入奨励金が減額されているが、加入状態はどうか。

Q そうした会計処理であれば極端な場合、上水道料のみ支払って下水道料は支払わずに使用され、滞納がふえてくるのではないか。

A 当初の予定より悪

A 措置を検討している。

請願第1号については、審査、議論した後、全会一致で採択となった。なお、本委員会としては、引き続き審査すると共に、議会全体の問題として、全員協議会でも議題として取上げていくこととなった。

平成20年5月30日

請願書

香美市議会議長 中澤 愛水 様

請願者 住所 香美市土佐山田町宝町5丁目5番25号
香美市建設業者有志一同
代表者 黒岩工業株式会社
代表取締役社長 野村俊博
紹介議員 西山 武

香美市内業者の育成と併せて工事の入札にかかる最低制限価格の見直しを求める請願

近年長引く経済不況の煽りを受け、土木建設業界は大変厳しい状況にさらされている現状です。

こうしたなか、県内でも大手企業の倒産も相次ぎ極めて憂慮される現状にあり、今後更に経営の悪化や倒産が懸念されるなか、道路特定財源の一般財源化を始めこれまで経験しない昨今の情勢にあって、われわれ土木建設業界においては早急に次のとおり改善策を求めるため請願をいたします。

1、香美市内業者の育成

現在土木建設工事の指名に当たっては、県におけるランク付けまたは市におけるランク付けによりA級からD級に分類されたなかで指名業者が入札に参加しています。

こうしたなかで香美市において行われる入札では昨今の公共工事の減少に伴い工事件数の減少もあり経営が著しく圧迫され基準点数が下がりその結果基準額以上の入札の場合市内業者が不足するため市外業者が入札に参加している現状であります。

このことについて香美市内業者の育成の観点からも次のとおり改善を要求します。

- ① 香美市におけるランク付けの見直しを行うこと。
- ② 入札業者指名に際し基準額以上の場合、指名業者が不足するときは次のランクより繰り上げ指名すること。

2、入札の現状

工事の入札に当たっては、昭和61年に中央公共工事契約制度運用連絡協議会から示されたモデルに従って計算してきました。しかしながら経営状況の悪化や倒産が相次ぐなか最低制限価格の早急な見直し（引き上げ）を求めるものです。

香美市の場合、建築75%から85%に土木3分の2から80%に、またはそれ以上に改善するよう切に要望するものです。（入札ごとに最低制限価格の変動は行わないこと）

なお、近隣の市においてはすでに改善、引き上げが実行されております。

以上の要旨について、改善されるよう香美市市長に対し議会からの要請を賜りますように請願をいたします。